

第3号議案 会長候補者選出の件

選挙管理委員長 伊藤 貴子

会長候補者は、あらかじめ会長候補に立候補していた者が理事に選任され、且つ会長候補者の選出に対して行使された議決権の過半数の賛成を得た1名とし、これを社員総会選出会長候補者として理事会へ意見提出する（定款第15条第3号）。

今回は、本社員総会第2号議案において理事に選任され、且つ2023年3月10日から2023年3月23日までの立候補申請受付期間において会長候補者としても立候補した者のなかから、社員総会選出会長候補者を決定する。

ただし、

- 1) 本議案の対象者は、第2号議案の採決を経ないと確定することができないため、事前に提出される「議決権行使書」による議決権の行使はできない。
- 2) 第2号議案で理事に選任された者のうちに、あらかじめ立候補していた会長候補者がいないときは、本議案の決議は行わない（役員選出規程第22条第2項）。
- 3) 行使された議決権の過半数の賛成を得た会長候補者がいないときは、社員総会選出会長候補者は該当者無しとする（役員選出規程第19条第6項）。
- 4) 上記2) または3) の場合、役員選出規程第17条第3項および第4項に準拠し、直近の理事会において単記無記名投票により会長を選定することとする。